

議案第34号

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
見舞金 5,964,173円 医療費 5,860,041円 被害者 104,132円 40歳代	<p>平成26年4月8日午前10時50分ごろ、住之江区北加賀屋3丁目4番48号先交差点において、本市職員山本隆弘の運転する本市環境局西南環境事業センター所属じん芥自動車なにわ41た3951号車が西進していた際、同交差点を北へ向かって走行していた自転車に気付かなかったため、本車左側面前部が同車と接触し、その衝撃で同車に乗っていた被害者が路上に転倒し、負傷したものである。</p> <p>同人は、左第1趾基節骨骨折、頸椎捻挫^{けい}及び腰部打撲傷のため、約5箇月にわたり通院治療を続けたが、左足第1指に機能障害を残した。</p>

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。